



須坂市指令31第199号

須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する
一般廃棄物処理業許可証

須坂市許可 第2042号

住所 長野市大字大豆島4020番地3
氏名 イコールゼロ 株式会社

令和2年2月18日で申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

令和2年3月24日

須坂市長 三木正夫



- 取扱廃棄物の種別 事業系一般廃棄物
特定家庭用機器廃棄物
家庭ごみのうちの一時多量ごみ
- 業務内容 収集運搬業
- 業務の区域 須坂市内とする。
- 許可の期限 令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 許可の条件
 - 須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例並びに同施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
 - 常に衛生的に作業を実施し、市民サービスに努めること。
 - 須坂市の分別収集のとおり収集すること。
 - 須坂市清掃センターの使用にあたっては、係員の指示を遵守すること。また、須坂市清掃センターには、須坂市以外で収集したごみを搬入しないこと。
 - 使用車両の両側面に、「一般廃棄物収集運搬業」、「業者名」、「許可番号」を表示すること。
 - 須坂市のごみ減量化施策に協力すること。